

2019年10月15日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

台風19号による被害に対応する緊急融資の取扱い開始について

このたびの台風19号による被害を受けられました皆様に対して、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますことをお祈り申し上げます。

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では10月15日（火）より今般の台風による被害を受けられた方を対象に、下記のとおり緊急融資の取扱いを開始することになりましたのでお知らせします。

記

1. 中小企業者向けの緊急融資について

以下のとおり、緊急融資の取扱いを開始します。

- (1) ご融資の対象者：県内で業歴3年以上の中小企業者（法人および個人事業主）で次のいずれかに該当する方
 - ① 罹災による運転・設備資金を必要とする方
 - ② 復旧工事に携わる建設業者で運転資金を必要とする方
- (2) ご融資金額：ご相談に応じて対応いたします。
- (3) ご融資期間：7年以内（元金の返済据置6ヶ月可）
※最終的な融資期間は当行審査基準により決定いたします。
- (4) ご融資利率：当行審査基準に基づく所定の金利
- (5) 担保：不要
- (6) 保証人：「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえて検討させていただいた結果、法人の代表者等に保証人となっていただく場合もあります。
- (7) 融資手数料：不要
※通常：新規お取引先13,200円、既往お取引先2,200円
- (8) お取扱店舗：県内店舗（出張所を除きます）
- (9) お取扱期間：2019年10月15日（火）～2020年3月31日（火）
- (10) 審査所要期間：即日～5営業日程度（当行との融資取引の有無により異なります）
- (11) その他：罹災証明書等の提示は不要とします。
（ご注意）当行の審査基準に適応した場合が、ご融資の対象となります。

2. 個人のお客さまについて

個人のお客さまにおかれましては、リフォームローン等の各種支援を行っておりますので、詳しくは当行本支店窓口へお問い合わせ下さい。

以 上

本件に関する問合せ先

融資部融資統括課：佐藤

TEL：022-225-8306

個人営業部個人営業企画課：阿部

TEL：022-225-8741